

治験書式変更対比表 平成 26 年 11 月 1 日改訂

書式	新	旧	備考
様式 20 受託研究契 約書	<p>第 3 条</p> <p>5 乙は、研究費を、分任出納命令役国立大学法人群馬大学昭和地区事務部長の発行する請求書により、請求書に指定する期限（以下「納付期限」という。）までに納付するものとする。乙は、支給対象外経費を、分任出納命令役国立大学法人群馬大学昭和地区事務部長の発行する請求書により、納付期限までに納付するものとする。</p> <p>(2) (削除)</p>	<p>第 3 条</p> <p>5 乙は、研究費を、分任出納命令役国立大学法人群馬大学昭和地区事務部長の発行する請求書により、請求書に指定する期限（以下「納付期限」という。）までに納付するものとする。</p> <p><u>(1) 乙は、支給対象外経費を、分任出納命令役国立大学法人群馬大学昭和地区事務部長の発行する請求書により、納付期限までに納付するものとする。</u></p> <p><u>(2) 乙は、納付期限までに研究費及び支給対象外経費を納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額に年 5.0%の割合で計算した延滞金を甲に対し納付しなければならない。</u></p>	延滞金制度の廃止に伴う改訂
様式 12～16	統一書式 平成 26 年 7 月 1 日改正版 書式 12～16	統一書式 平成 25 年 3 月 26 日改正版 書式 12～16	統一書式変更に伴う改訂